

新しい証券優遇税制（日本版 ISA）平成26年よりスタート

平成25年12月末で終了する現行の上場株式等の売却益などへの課税を10%に軽減している証券優遇税制に代わり、平成26年1月より新たに少額投資非課税制度が導入されます。

今回は、この少額投資非課税制度についてまとめてみました。

【1】制度の概要

①口座内で保有する上場株式・株式投資信託の譲渡所得・配当所得が非課税

現在軽減税率により10%になっている税率が、平成26年からは20.315%（復興特別所得税を含みます）となりますが、この少額投資非課税口座内で保有する上場株式等にかかる譲渡所得・配当所得については非課税となります。なお、非課税口座内の譲渡損失が発生した場合は、一般口座・特定口座との損益通算はできません。

②対象は日本に住む20歳以上で一人一口座

非課税口座を開設する年の1月1日時点で20歳以上の居住者が対象です。専用口座を銀行や証券会社で開設しますが、一人一口座しか開けません。

③2014年から2023年まで毎年100万円の非課税投資枠

年間の累積購入金額は100万円までが限度となります。その年に使用しなかった非課税枠を翌年には繰り越せません。また、新規投資が対象になるため現在保有している上場株式等を非課税口座に移すことはできません。

④口座の非課税期間はそれぞれ投資をはじめた年から最長5年間

投資を始めた年を含めて5年後の12月末までが非課税期間。5年経過後は新たな枠を活用して継続保有することもできます。したがって非課税投資額は最大500万円となります。

【2】制度のイメージ

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
H26	■					→								
H27		■												
H28			■											
H29				■										
H30					■									
H31						■								
H32							■							
H33								■						
H34									■					
H35										■				
総額	100万	200万	300万	400万	500万	500万	500万	500万	500万	500万	400万	300万	200万	100万